

業務委託契約書

1 業務名 AI / I o T 実証プラットフォーム事業実施業務

2 履行場所 広島県

3 履行期間 平成 30 年 月 日から
平成 31 年 3 月 31 日まで

4 委託料上限額 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

5 契約保証金 _____

6 特約事項

- (1) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、上記 4 の委託料の一部を概算払することができる。
- (2) 受注者は、上記 (1) の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は (2) の規定により概算払を受けたときは、約款第 30 条第 2 項の通知に基づき、通知後 10 日以内に、委託料概算払精算書を発注者に提出する。
- (4) 受注者は (3) の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- (5) 受注者が複数の構成員により委託業務を実施するための団体を構成している場合、以下の規定に従う。
 - ① 受注者は、発注者に対し、受注者が本契約締結の時までに発注者に対して提出した当該構成員間で締結された協定書の写しが、当該協定書の真正な写しであり、またその内容が本契約の締結の時において変更、解除又は解約されていないことを表明し、保証する。本契約の締結後に当該協定書の内容が変更されたときは、受注者は直ちにその旨を発注者に通知し、当該変更後の協定書の写しを発注者に提出するものとする。
 - ② 本契約の他のいかなる規定にもかかわらず、また実施計画書又は予算計画書のいかなる記載にもかかわらず、本契約は受注者を構成する各構成員をも法的に拘束するものとし、本契約上、受注者が負うとされる義務は、受注者の代表者（本業務企画提案申込書様式 1 において「代表提案者」と特定した者。以下「受注者の代表者」という。）のみならず、受注者を構成する各構成員もこれを負うものとする。
 - ③ 発注者は、本契約に基づく全ての行為を受注者の代表者に対して行うことができ、発注者が受注者の代表者に対して行った本契約に基づく全ての行為は、受注者を構成する全ての構成員に対して行ったものとみなされる。また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づく全ての行為について、本契約に別段の定めがある場合及び別途発注者が認めた場合を除き、受注者の代表者を通じて行わなければならない。
 - ④ 受注者の各構成員は、発注者に対し、本契約に係る委託業務の不履行により発生した債務につき連帯して責任を負う。

- (6) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
- (7) なお、受注者は、受注者が提案した「AI/IoT実証プラットフォーム事業実施業務企画提案書」に従って業務を履行するものとする。企画提案書の内容に変更がある場合は、直ちに発注者に報告する。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号
広島県
氏名 代表者 広島県知事 湯崎 英彦

受注者 住所
氏名